

「子ども条例(仮称)の基本的な考え方」に対する  
区民等の意見と区の考え方

平成17年 11月

目 黒 区

## 内訳と取り扱い区分

### 1 提出者別件数・意見数

		区分	件数	意見数と構成比	
1	区民等		31	80	55.9%
2	区議会会派		6	63	44.1%
総 計			37	143	100.0%

### 2 項目別意見数

項 目		意見数と構成比	
1	条例制定の趣旨	9	6.3%
2	条例の構成と内容	—	—
	(1) 前文	9	6.3%
	(2) 総則部分	38	26.6%
	(3) 子どもの権利の普及啓発	11	7.7%
	(4) 子どもの成長と親・保護者への支援	11	7.7%
	(5) 子どもの意見表明・参加の支援	12	8.4%
	(6) 子どもの居場所づくり	9	6.3%
	(7) 子どもの安心の保障	13	9.1%
	(8) 子どもの権利擁護	9	6.3%
	(9) 子ども総合計画	11	7.7%
3	条例化にあたって	11	7.7%
総 計		143	100.0%

### 3 取り扱い区分

No.	取り扱い	件数と構成比	
1	意見の趣旨を条例案に反映させるもの	52	34.9%
2	意見の趣旨は基本的な考え方で取り上げており、条例案にも反映しているもの	25	16.8%
3	直接条例案に反映しないが、運用の中で趣旨に沿って努力するもの	23	15.4%
4	意見の趣旨を条例案に反映できないもの	25	16.8%
5	意見の趣旨を条例案に反映できないが、他事業等の運営の中で趣旨に沿って努力するもの	3	2.0%
6	意見の趣旨を条例案に反映できないが、今後の検討課題とするもの	11	7.4%
7	その他	10	6.7%
(合 計)		149	100.0%

※取り扱い結果が複数のあるものがあるため、意見総数よりも多くなっている。

連番	意見要旨	取り扱い	条例案における区の考え方
1 条例制定の趣旨			
1	条例の趣旨に賛成。もっと早く制定して欲しかった。	7	
2	とても良い案がたてられている。是非この案に基づいてより良い(子どもを育てやすい)地域にしていきたい。	2	条例により子育てを支えるまちづくりを一層進めたいと考えています。
3	子どもは誕生の瞬間から社会の一員。条例は概ねよいと思う。単なる文章の羅列にとどまらず、広く、深く活用されることを望む。	2	効果的な普及啓発に努めたいと考えています。
4	現実の社会の中で子どもが育ち行く家庭、地域、学校において、さまざまな問題が起きている。より多くの問題を掘り起こして、解決する条例であって欲しい。	2	条例により子育てを支えるまちづくりを一層進めたいと考えています。
5	ファミリー・サポートセンターの活動をしており、子ども達からエネルギーをもらい元気づけられることもある。子ども条例の制定に向けて、みんなで意見を出し合いよい案を見い出せたらと思う。	2	児童の権利に関する条約(以下「条約」)の趣旨を踏まえ、答申を尊重するとともに区民意見の反映に努めながら、条例案を作成しました。
6	条約と答申を尊重し、条例化されるよう期待する。	2	条約の趣旨を踏まえ、答申を尊重するとともに区民意見の反映に努めながら、条例案を作成しました。
7	子ども条例の制定は、子どもだけでなく大人にとってもより良い社会の形成につながるものと期待をしている。	2	条例の制定が、子どもと大人でつくる豊かな地域社会の形成につながっていくものと考えています。
8	子どもの権利条約や2回にわたる国連子どもの権利委員会の勧告意見に依拠した条例として欲しい。	2	審議会答申は、条約の趣旨を踏まえ、勧告の内容も参考にしながら検討されたものであり、これを尊重した条例案としました。
9	虐待やいじめについては考慮する必要があるが、それ以外の点で条例を制定しなければならないほど、子どもの権利は脅かされているのか、検討を要する。	7	条例により、子どもの人権侵害への対応の充実とともに、子どもの権利の尊重を基本に、子どもの自主性や社会性をはぐくむ子どもの成長支援をさらに進めていく考えです。

連番	意見要旨	取り扱い	条例案における区の考え方
2 条例の構成と内容			
(1)前文			
10	子どもを個人として尊重するには、国内が平和であることが前提。憲法9条を放棄してはならぬということをどこかに入れていただけたらと思う。	4	子どもが平和と安全な環境のもとで安心して生きる権利を示し、その趣旨は反映しています。憲法の遵守は当然のことであると考えます。
11	児童の権利に関する条約において、子どもの権利は、「Ⅰ 生命、生存、発達、健康、養育などの受動的権利」と「Ⅱ 主張、表現、結社、集会などの能動的権利」の2つがあると考え。条例は、受動的権利と能動的権利の割合を考慮し、盛り込むべき。本条例は能動的権利の割合が高い。意見表明、参加について、全面的に大人と同格ではないことを考慮すること。年齢に応じ責任、義務が発生する場合には、徐々に表明、参加させるべきである。	4、1	Ⅰ、Ⅱの権利とも、憲法上は基本的人権としてともに定められるなど、条例で明確に差を設けることは難しいと考えています。ただし、ご意見を踏まえ、条例案では子どもの意見表明については大人が子どもの年齢や成長に配慮することを盛り込みました。また、子どもの参加は、子どもが経験を積み責任を学んでいくためにも必要であると認識し、前文にその考えを盛り込みました。
12	大人の姿勢として、子どもの目線で向き合うことも必要だが、子どもが大人になるには、子どもが大人目線に近づくべき。それが躰、教育である。大人目線の大切さも伝える機会を設けるべき。	1	保護者の役割の中に子どもへの躰を含めた教育を「指導」として盛り込みました。
13	子どもの権利を保障するには支援が必要なことを明記すること。	1	前文に、子どもの権利を尊重し、その成長を支えることの大切さを盛り込みました。
14	子どもの権利の保障はおとなも含めた全ての者の権利の保障につながることを明記すること。	1	前文に、条例の制定が、子どもと大人がともにつくる豊かな地域社会の形成につながることを盛り込みました。
15	子どもの権利条約の主旨を十分踏まえたものとする。また、現状を十分把握し、実効性のある条例とすること。	2	条約の趣旨に基づく条例案とするとともに、総合計画策定などにより実効性あるものとしていきます。
16	「親の愛情のもと…」となっているが、決め付けるのはどうか。「家族の愛情」くらいがいいのではないか。	1	前文を含め条例案全体として、「保護者」という言葉で揃えました。
17	「…意見表明参加できるなど」を「意見表明できる、参加できるなど…」として欲しい。意見表明と参加は別のものであるため。また、意見表明権を保障するためには、大人が子どもの声に耳を傾け応える義務が伴わなければならないことを踏まえて書いて欲しい。	1	条約では意見表明権、その他参加の権利は別に定めています。子どもの権利をわかりやすく包括的にまとめるため、ユニセフが示した大分類(生きる、育つ、守られる、参加する)や答申の趣旨を尊重して区分しました。なお、大人が意見表明を受け止めることの大切さは前文と子どもの参加の条項に盛り込みました。

連番	意見要旨	取り扱い	条例案における区の考え方
18	全体的に成長しと表現されているところが多いが、すべて成長・発達と書き換えて欲しい。成長だけでなく発達保障をすることが大切であると考えため。	4	成長の言葉でご意見の趣旨も反映できると考えます。条例案は簡潔な表現を基本としました。
(2)総則部分			
19	目的部分において、子どもの権利は、受動的権利と能動的権利の区別をつけて表記すること。 区の役割において、子どもの権利侵害の予防を重視することは大切だが、能動的権利について考慮すること。	4、1	両者の権利とも、憲法上は基本的人権としてともに定められるなど、条例で明確に差を設けることは難しいと考えています。 「子どもの安心」の章立ての中に、区の取組みとして子どもの権利侵害の予防のための対策を規定し、整理しました。
20	権利の「保障」というが、区、家庭、施設などで条例がどこまで保障できるか疑問。誤解を生まない表現として「尊重する」「大切にす」で十分である。	1	条例で「権利保障」というと、法的な関係を想定して強い意味として誤解されやすいこと、条約の政府訳においても「尊重」「確保」など使い分けられていることなどを考慮して、家庭や地域でもわかりやすく幅広く受け入れられるよう「尊重」としました。
21	理念又は宣言条例として、具体的に踏み込んだ内容を規定していくべきではない。細部は総合計画に委ねるべき。	2	具体的な施策等は総合計画で定めていきます。
22	子どもの権利の保障について、行政が踏み込める部分とそうでない部分をわきまえるべき。	1	区の取組みを別立てとして、わかりやすく規定しました。
23	様々な子どもや家庭の実情に合わせ、単純で分かりやすく、誤解を生まない表現とすること。	1	条例案の作成にあたっては、誰もが理解しやすいように努めたところです。
24	人権侵害には犯罪被害も含まれることを織り込むべき。	4	犯罪被害が重大な人権侵害であることは認識していますが、条例案では子どもが受けやすい人権侵害を中心に盛り込みました。
25	人権はあらゆる年代で保護されるべきもの。大人の権利も子どもによって侵害される場合があるという現実を踏まえて文言を組み立てるべき。	1	子どもも大人も権利を濫用してはならず、また、他人の権利を侵害してまで行使することはできません。こうしたことを子どもが権利とあわせて学ぶことを「子どもの権利の普及啓発」の条項に盛り込みました。
26	条例案文中に「(子)育ち」、「(子)育て」の言葉があるが、おのずと支援が違ってくる。区分したほうが理解しやすいと思う。	1	章立ての中で「子育てを支えるまち」のひとつとして「子育てを支えるまち」を定義し、子育てには保護者の子育てが欠かせないことを示しました。

連番	意見要旨	取り扱い	条例案における区の方針
27	児童の権利に関する条約の基本理念をふまえての条例の考え方はすばらしい。特に子育て支援を定義されたことは評価に値する。条例の中に子どもの文化的権利の保障について盛り込んでいただきたい。また、それぞれの施策に対する必要な予算措置を行うことを明記して欲しい。	3	子どもの文化的な権利は条約の中に定義されています。条例案では、個別には示していませんが、全体として条約の趣旨を実現していく観点から、子ども総合計画や現在策定中の目黒区芸術文化振興計画の中でその実現に努めていきます。なお、施策に必要な予算措置については、毎年度の予算編成等の中で対応していきます。
28	「児童の権利に関する条約」は、憲法の「基本的人権の尊重」で本質的に包括されていることであり、無制限の権利擁護ではないことを明記しないと「児童の権利過保護」、「保護者への無言の圧迫」が生まれてしまう可能性がある。	1	条約では子どもの成長や保護の権利など子ども固有の権利も認めており、憲法の基本的人権とあわせて子どもの基本的人権と捉えています。条例案では条約に定められた権利の範囲であることを明示しました。
29	権利と義務の関係について。義務や責任を負うことも明確にして欲しい。条例化にあたって考え方を盛り込んで欲しい。	1	条例上子どもの基本的人権としての子どもの権利に対応する法的な子どもの義務は規定しませんが、社会のルールの中で権利行使したり、他者の人権を尊重するなどを含めて、人としての義務や責任をあわせて身に付けることが大切と考えています。こうした趣旨を前文や子どもの権利の普及啓発の条項に盛り込みました。
30	権利と義務は対であり、子どもにも義務を課すべきという意見は、子どもの権利条約の趣旨ではない。そのことを理解させ、子どもの権利条約の正しい啓蒙・普及をお願いします。	3	条例上子どもの基本的人権としての子どもの権利に対応する法的な子どもの義務は規定しませんが、社会のルールの中で権利行使したり、他者の人権を尊重するなどを含めて、人としての義務や責任をあわせて身に付けることが大切と考えています。こうした趣旨を前文や子どもの権利の普及啓発の条項に盛り込みました。
31	子どもの権利には、「Ⅰ 生命、生存、発達、健康、養育などの受動的権利」と「Ⅱ 主張、表現、結社、集会などの能動的権利」の2つがある。これらは明らかに視点が異なるが、単に子どもの権利と記載した場合、区別がつかない。「考え方」は、違う視点の権利を同一視して条例趣旨に盛り込んでいる。視点の異なる権利は分けて明記し、それぞれに検証、定義、表現をすること。	4、1	Ⅰ、Ⅱの権利とも、憲法上は基本的人権としてともに定められるなど、条例で明確に差を設けることは難しいと考えています。ただし、ご意見を踏まえ、条例案では子どもの意見表明については大人が子どもの年齢や成長に配慮することを盛り込みました。
32	前述の能動的権利については、子供の権利のみを主張することに疑問を抱く。義務や責任を果たし大人と同格となるものであり、それらを考慮するべきである。	1	意見表明や参加の権利も条約や憲法上認められた基本的人権のひとつであり、これに対応する子どもの法的な義務は条例では想定されませんが、子どもが成長の過程で人としての義務や責任を身につけることは極めて大切であり、これを導く大人の役割を前文に盛り込みました。さらに、子どもが権利を学ぶ際に、他の人を尊重することや社会のルールの中で行使することをあわせて学ぶことを、子どもの権利の普及啓発の条項に盛り込みました。

連番	意見要旨	取り扱い	条例案における区の考え方
33	総則、親・保護者の役割、育ち学ぶ施設の役割、区民等の役割に子どもに対する「他者の権利を尊重する責任や、社会の一員として果たすべき義務についての指導」が抜けている。	1	前文において、大人の役割として子どもへの成長支援とともに、責任ある社会の一員となるよう導くことを盛り込みました。また、保護者、育ち学ぶ施設の役割の中に躰や必要な教育など「指導」を加えました。さらに、子どもが権利を学ぶ際に、他の人を尊重することや社会のルールの中で行使することをあわせて学ぶことを、子どもの権利の普及啓発の条項に盛り込みました。
34	基本理念の「年齢や成長に応じた配慮」について。理解できるが、0～6歳ぐらいまでの権利について説明が欲しい。	2	条例は、0-18歳までの子どもに共通して適用されるため、子どもの年齢や成長に応じて配慮することを基本の考えとして示しました。なお、乳幼児期の成長の権利の大切さは、「子育て」の条項に盛り込みました。
35	条例が「大人」と「子ども」の溝を生む原因にならないようにすべき。仮想対抗的イメージがあるように読める。	1	前文に条例の制定がともにつくる豊かな地域社会の形成につながるものであることを盛り込みました。
36	大人対子どもという二元論でなく、子どもが持っているコミュニティ(子ども社会)も考慮に入れるべき。機会の平等と結果の平等を混同せず、結果は不平等であることを子どもに自覚させること、その中で自分に向いている世界が無数にあることを大人が示し、子どもが絶望感を感じないで済むよう配慮すべき。	1	ご意見の趣旨を含めて「参加」による経験を積むことが大切であり、その中で失敗などを体験し結果に対する責任を学んでいけるものと考えています。その趣旨は前文に盛り込みました。また、「子どもの参加」の条項に大人が子どもの参加の機会をつくるよう努めることを盛り込みました。
37	対象年齢が0歳から18歳未満と幅が大きく、一律に規定することは無理があるのではないか。	2	条例全体は0-18歳までの子どもを対象とした内容としますが、総則に条例の基本の考え方として、年齢や成長に応じた配慮を盛り込みました。
38	総則部分について。「『子ども』とは区民及び区に関する18歳未満の者。」の表現が分かりにくい。「区に在住するまたは区で生活する」がよいのではないか。	1	ご意見の趣旨を踏まえて簡潔に文言整理しました。
39	子どもの定義について。18歳以下のすべての子どもと定義しているが、内容的には幼児には難しいものも含まれている。一部の項目については、幼児、児童という使い分けも必要ではないか。検討を。	2	条例は、0-18歳までの子どもに共通して適用されるため、子どもの年齢や成長に応じて配慮することを基本の考えとして示しました。
40	「育ち学ぶ施設」の定義について、子どもの日常生活を網羅する必要があり、新しい概念をもった施設が増えることもあるため、「主に」が入っていてよいのかどうか疑問。	7	育ち学ぶ施設は、学校教育法の学校や児童福祉法の施設を基本に整理しました。

連番	意見要旨	取り扱い	条例案における区の考え方
41	定義について。「育ち学ぶ施設」の説明にきちんと「 <u>学校など育ち学ぶ施設</u> 」と入れて欲しい。	4	学校は、育ち学ぶ施設の定義に含めており、簡潔な表現としました。
42	区の役割で、地域社会への子どもの参加を促進することを位置づける。	1	前文に参加の意義を盛り込むとともに、子どもの参加の条項に大人の役割として地域で様々な子どもの活動の機会をつくることを努力義務として盛り込みました。また、区の見直しとして子どもの主体的な活動の支援を盛り込みました。
43	条例が主体的に関わるのは子ども、保護者、地域社会のいずれに対してなのか。部分ごとに分けられており、分かりにくい。	1	区の見直しや大人の役割など整理して規定しました。
44	(属性に対する差別または不利益を受けない原則、支援を受ける権利) 男女平等教育、性教育を子どもの発達段階に見合った場面で受ける権利があること。 障害のある子が、尊厳を保ち、自立しかつ社会への積極的な参加がはかられること。普通学級で共に学ぶ権利があること。 国籍、民族、言語等において少数の立場の子が自分の文化を享受し、学習し、表現することが尊重されること。また、母国語教育を受ける権利があること。 以上について、子どもが置かれている状況に起因した差別または不利益を受けないことを明記すること。	6	前文において、すべての子どもに性別、国籍、障害などにかかわらず子どもの権利があることを盛り込みました。個々の権利保障の内容は総合計画の中で検討していきます。
45	「子育て」、「協働」などの表現があるが、行政の公的責任で進めるべきものは、区の本来の責任を放棄しないようにして欲しい。	2	条例案では、子どもの権利尊重、子育て支援は行政を含めて地域全体ですすめることとし、その中で区の役割を掲げました。区はその役割を着実に実行していこうとするものです。
46	区の役割の表現が誤解を生じやすいので、改めること。 親・保護者の役割について、子どもをペット化し、過保護に育てる親、権利を盾にとってその保障を過剰に求める親などへの対応を十分考慮すべき。	1	ご意見の趣旨を踏まえて条例案を整理するとともに、保護者の役割として躰を含めた教育を「指導」として盛り込みました。
47	親・保護者の役割について、「第一義的な担い手」部分は、親は認識しており、人に言われる筋合いのものではない。また、ことさら「親」を強調することが圧力ともなる。広い意味で「保護者」でよい。以下、「親」「家庭」は削除する。	1	子育ての責任を第一義的に担うのは親・保護者であり、そのことをあえて認識していただくことも大切と考えています。また、ご指摘を踏まえ、条例案では「保護者」とし親も含めて規定しました。
48	全体的に「親」ではなく「保護者」と記載するほうが意図が通じやすい。	1	「保護者」と規定し、統一しました。



連番	意見要旨	取り扱い	条例案における区の考え方
49	総則部分の「親・保護者は子どもを養育する第一義的な担い手…」について、「第一義的」ということばは、厳しい。義務感として読んだ人の意識に強く残る。親や保護者を追い詰めるように感じる。親の義務感を解放し、地域や周囲の意識を変えることで、親や保護者の意識(義務感ではなく、自然に受け入れられるように)を変えるほうがいい。子どもは義務感で育てるものではないと思う。	4、1	条約や法で親・保護者は子育ての責任を第一に担うことが位置づけられており、条例案でもこれを基本とした上で、必要な社会的支援を保護者に行うという考え方です。なお、「子育て」の条項に子育てを地域ぐるみで支えることを盛り込みました。
50	育ち学ぶ施設の役割において、「子どもが主体的に育ち、…」については、子どもの言いなりになるわけではないと説明した方がよい。また、子どもに役割はないのか。	1	育ち学ぶ施設の役割として、子どもの自主性をはぐくむことは大切であると考えています。また、保護者や施設も含めて大人の役割として、子どもが責任ある社会の一員となるよう導くことが大切であり、その趣旨を前文に盛り込むとともに、育ち学ぶ施設の役割として、教育などにより子どもを導く「指導」も加えました。
51	次の下線部分を追加していただきたい。 総則部分、育ち学ぶ施設の役割に、「子どもの権利が保障され成長・発達できるよう努めるとともに、…」	4	成長という言葉でご意見の趣旨も反映できると考えます。条例案は簡潔な表現を基本としました。
52	総則の育ち学ぶ施設の役割を「設置者及び職員は施設内で子どもの権利を保障し、子どもが成長・発達できるよう環境を整えるとともに、…」として欲しい。「保障されるよう努める」では弱い。これらの施設は、子どもの成長・発達を保障する施設であることを明確にして欲しい。	4	条例案は、子どもの権利を尊重し、子育てを支えるまちづくりを進めるために、育ち学ぶ施設が果たす役割を簡潔に表現しました。
53	育ち学ぶ施設の役割のところは、「教育者」(教員や職員)の子ども条例への意識が高まるように感じない。親や保護者に向けての努めるべき事項とバランスがとれていない。(親や保護者には厳しい)	3	保護者が子育ての責任を第一義的に担うことは基本と考えています。ご指摘のとおり育ち学ぶ施設における職員の実践も大切であり、現場で条例の趣旨が生かされるよう啓発や研修に努めていく考えです。
54	条例の趣旨は納得できる。早期の成立、具体的継続的な施策の実行に進んで欲しい。 しかし、(条例の趣旨に)反して学童保育クラブ・児童館への予算・職員配置状況が厳しくなっているのが気がかり。子どもを取り巻く現状を踏まえ、柔軟な職員配置と職員研修の充実を図ってほしい。また、障害のある子どもだけでなく、障害のある親がいることも考慮していただき、子どもや職員への啓発、支援制度を充実させ、ともに自然に生活できる社会を目指していただきたい。	3	子育てを支えるまちづくりを進めるために、児童館など育ち学ぶ施設の職員の資質向上に引き続き努めるとともに、効率的な行政運営の観点から職員の適正配置を行っていきます。また、「子育て」の条項に、区の取組みとして「子育て家庭に対するその状況に応じた支援」を盛り込みました。具体化は総合計画の中で検討していきます。

連番	意見要旨	取り扱い	条例案における区の考え方
55	教育現場などで不適切、かつ過剰な競争にさらされることがないよう、子どもの現状を改善する必要があることを明記すること。	4	公立学校においては、教育委員会の基本方針に基づき「生きる力」をはぐくむために、基礎学力の向上、個性や創造力を伸ばし、豊かな心をはぐくむ教育を推進しています。
56	学校教育現場の過度な競争とそれによる差別・選別が子どもの発達に重大な影響を及ぼしている。学校において「子どもの人権」と「学ぶ権利」が保障されることがとりわけ重要である。子どもの「人格の完成」を目的とする学校教育での役割を明確にするため1項目設けること。	4	条例案では、子どもの生活に影響の強い福祉施設や教育施設を「育ち学ぶ施設」と定義しました。学校での役割が十分果たせるよう、教育委員会と連携し、現場への普及啓発を図っていきます。
(3) 子どもの権利の普及啓発			
57	普及啓発にあたっては、能動的権利、受動的権利について考慮すること。	3	普及啓発の実践の中で正しく理解していただけるよう配慮していきます。
58	普及啓発に関して、子どもに対する対策と地域社会や事業者に対する対策も書き込むこと。	3	普及啓発の中で幅広く効果的に行うよう努めます。
59	概念条例で罰則や強制力はないものであるが、条例として定める以上保護者への強制力や心理的負担を生じてしまう場合もある。この条例は「当然の権利を守るための条例である」事実を周知しておかないと、過保護状況を生じさせる可能性が高まる。	2	ご指摘のとおり本条例は当たり前の権利である子どもの基本的人権を皆で認識していこうとするもので、その趣旨も合わせて周知していきます。
60	条例制定後、「子どもの権利」という概念をあまりもっていない人に、この条例を浸透させるのは大変。「心の東京革命」で掲げていることを実践に取り入れて取り組んで欲しい。	3	「心の東京革命」で掲げた内容も参考にしながら、効果的な啓発に努めていきます。
61	具体的にどのように、子どもや親に働きかけていくかが大切。親子ともに遊べる空間やイベントを増やして欲しい。 近所の児童館等でも育児学級をしていただけると、友達もできていいと思う。	3	条例により、効果的な普及啓発を行うとともに、子どもの居場所づくりや子育て支援をさらに充実していく考えです。なお、児童館では乳幼児クラブ、乳幼児のつどいなどの親子が参加できる事業を既に行っています。
62	子どもの権利の学習について、権利も学ぶが義務も学ばせること。	1	他者の権利尊重や社会のルールの中での行使もあわせて学ぶことを盛り込みました。また、前文に、子どもが成長の過程で人としての義務を学ぶなど責任ある社会の一員となるよう導くことを大人の役割として示しました。
63	権利学習は、自分のことばかりでなく、他者の権利を学ぶことをセットで規定すべき。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、他者の権利を含めて「子どもの権利を学ぶ」としました。

連番	意見要旨	取り扱い	条例案における区の考え方
64	互いの人権への配慮、固有の義務についても学習する機会を設けること。	1	他者の権利尊重や社会のルールの中での行使もあわせて学ぶことを盛り込みました。また、前文に、子どもが成長の過程で人としての義務を学ぶなど責任ある社会の一員となるよう導くことを大人の役割として示しました。
65	「他者の権利を尊重する責任…」を「尊重する大切さ」とする方がよい。	1	ご意見の趣旨に沿って簡潔にまとめました。
66	教育委員会を通して、学校教育に普及啓発を取り入れて欲しい。	3	教育委員会、学校と連携を図りながら、効果的な普及啓発に努めていきます。
67	子どもが自ら考え、行動するための条件整備として、子どもの権利についての学習が進むよう、必要な条件整備を行うことや時間的保証をともなう体系的な人権教育を行うことを記載すること。	3	人権教育の推進は、区教育委員会の基本方針の一つであり、各学校では、教育課程に位置づけて、学校全体の教育活動の中で取り組んでいます。また、子どもの権利についての学習も社会科や道徳の時間などで行ってあります。さらに、社会教育施設や児童館などでも事業の実施等を通じて啓発に努めています。
(4) 子どもの成長と親・保護者への支援			
68	親・保護者への支援において、「良好な家庭環境」とは、家庭生活に踏み込むものなので、削除すること。	1	良好な家庭環境はご指摘のように行政のみの支援だけでなく、保護者を取り巻く家族、友人、地域など様々な関わりによって確保されることも事実であり、条例案では区の取り組みとして「子どもの成長に応じた子育てができる」ための子育て支援としました。
69	総則の親・保護者の役割と重複する部分があるので、整理すべき。 0～18歳未満までの幅の中で、どうしても部分的に感じられる。 表現について「区は、…支援に努める」、「区は、…配慮に努める」とあるが、バランスを欠いている。	1	ご意見の趣旨に沿って整理しました。ただし、乳幼児期は人間形成の基礎となる大切な時期であり、また、この時期に虐待などの人権侵害が起きやすい現状を踏まえ、その際の保護者の関わりが大切であることをあえて示したものです。
70	親と子どもの関係について、「子どもの成長と親・保護者への支援、子どもの成長支援」についてだけ、乳幼児期という限定がされている。意見表明・参加には限定はない。親には限定を与え、子どもには限定しないのは全体をとおしての一貫性に欠けるのではないか。子どもの主体性を確保する意図はわかるが、あまり細部にわたって規制をするのはどうか。	4、1	乳幼児期は人間形成の基礎となる大切な時期であり、また、この時期に虐待などの人権侵害が起きやすい現状を踏まえ、その際の保護者の関わりが大切であることをあえて示したものです。なお、意見表明には大人の配慮が必要なことを盛り込みました。
71	外国籍児童の権利について。日本語が分からず、文化習慣も理解できないまま学校に通っている場合が少なくなく、多くの問題を抱えている。また、親が日本の制度を理解していなかったり、経済的理由から就学していないケースもある。「考え方」には、外国籍の子どもたちの権利について明確に触れているところがないが、言及する必要がある。	1	前文に「性別、国籍、障害などにかかわらず」を盛り込み、条例がすべての子どもを対象としていることを示しました。また、「子育て」の条項に、区の取り組みとして子育て家庭に対するその状況に応じた支援を盛り込みました。個々の実情に応じた具体策は子ども総合計画の中で検討していきます。

連番	意見要旨	取り扱い	条例案における区の考え方
72	親・保護者への支援の中に、「外国にルーツをもつ家庭」を含めていただきたい。	1	「子育て」の条項に、「子育て家庭に対するその状況に応じた支援」を盛り込み、その中に含めていきます。
73	乳幼児期の子育ての応援として、仕事以外の理由でも子どもを一時的に預かる場所があるとよい。特に在宅で子育てをする方に、子育ての楽しさを広げ、元気回復ができる拠点作りを、区、社会福祉協議会のボランティアなどでできるとよいと思う。	3	目黒区次世代育成支援行動計画に基づき、一時保育の実施や地域の子育て支援ネットワークの構築を着実に進めていますが、条例によりさらにこれを推進していきます。
74	女性が子どもを産み育てる中で、あまりに家庭、社会に問題が多すぎる。それらを解決する条例を作って欲しい。	3	目黒区次世代育成支援行動計画に基づき、安心して子育てできる環境づくりを目指していますが、条例によりさらにこれを推進していきます。
75	子どもが小さいころから働く母親やひとり親家庭が増えている。子どもが就学するまでは子どもとしっかり向き合っ子育てができ、就学後復職したい人ができるようになれば、母親も子育てに専念できるのではないか。	3	目黒区次世代育成支援行動計画に基づき、安心して子育てできる環境づくりを目指していますが、条例によりさらにこれを推進していきます。
76	親・保護者への支援において、親を「妊娠中、ひとり親等」に特化することなく、一般家庭の親の孤立化や子育て不安等を基本とすることが大切であると思う。	1	「子育て」の条項に、「子育て家庭に対するその状況に応じた支援」を盛り込み、その中に含めていきます。
77	家庭や児童福祉施設の親と子の家庭環境がより健全化されるためには、地域住民と安心してつながりあえる絆が形成できるスペースと支援組織(人材の養成と確保)の構築が必要であると思う。	3	目黒区次世代育成支援行動計画に基づき、地域で子育てを支えあう環境づくりを目指していますが、さらに条例によりこれを推進していきます。
78	子育てには、親・保護者同士が安心・安全に支えあえる関係性を地域で形成できることを願っている。	3	目黒区次世代育成支援行動計画に基づき、地域で子育てを支えあう環境づくりを目指していますが、さらに条例によりこれを推進していきます。
(5) 子どもの意見表明・参加の支援			
79	子どもの成熟度に応じて段階的に考えるべき。	1	ご意見の趣旨に沿って大人がその年齢や成長に応じて配慮することを条例案に盛り込みました。
80	事前に子どもの意見を聞くことは重要だが、目的や意義、視点を示し、わがままな意見とならない範囲できくべき。また、形式だけで聞くなら必要ない。	2	子どもの意見はまずこれを受け止めることが大切です。さらに、大人の役割として、年齢や成長に応じて支援や指導を行うなど適切な対応を図ることがあわせて必要と考えています。
81	情報を得ることや意見表明ができるよう技術支援をすること。	3	意見表明、参加の具体的なしくみづくりの中でご意見の趣旨を踏まえていきます。

連番	意見要旨	取り扱い	条例案における区の考え方
82	参加のしくみづくりにおいて、子どもが意見表明を深めるチャンス、経験を積める場としては行政が積極的にその場を提供していくことが大切であり、盛り込むべき。	1	区の取り組みとして分けて条例案に盛り込みました。
83	地域社会の子どもの参加は、「子どもこそが未来の目黒を担う」という事実を、行政や地域社会(大人)が明確に意識し、明言することによって保障されるものである。このことを大人が認識し、子どもにも理解させるような教育を進めないと条例がお題目になってしまう。	2	子どもの参加の大切さを前文に盛り込むと共に、地域で子どもの参加が促進されるよう条例の啓発に努めていきます。
84	すべての子どもは自身の意見表明権を有し、それを表明することで不利益を被らないことを明記すること。	4	条約や憲法で保障された権利でもあり、あえて規定する必要はないと考えます。
85	子育て中の者として、とても嬉しい、現状を反映した内容だと思う。子どもの意見を尊重し、権利を優先することは、子どもを甘やかすことにはならない。ときに子どもを諭し、正しい道を教えるのは大人の義務。それにはまず、子どもの意見に耳を傾けること、子どもが意見を言える環境を作る事が大事であると考えます。	2	ご意見のとおり、子どもの意見をまずは受け止めるとともに、年齢や成長に応じて支援や指導など適切な対応を図ることが大人の大切な役割と考えます。
86	次の下線部分を追加していただきたい。 子どもの意見表明・参加の支援に、「子どもは、いつでもどこでも自分の思いや願いを伝え、応答してもらえる権利が保障されること。また、家庭、育ち学ぶ施設、地域など…」	4	ご意見の趣旨は理解できますが、条例案は簡潔にわかりやすく整理しました。
87	子どもの意見表明・参加の支援において、「子どもは、家庭、育ち学ぶ施設、地域など、あらゆる場において、意見(思いや願い)を表明し応答してもらえる権利が保障されること。また、自己の生活に影響を及ぼすあらゆる場面において参加する権利が保障されること。」と意見表明権と参加権を分けて書いて欲しい。	4	ご意見の趣旨は理解できますが、条例案は簡潔にわかりやすく整理しました。
88	「子どもの意見の尊重と参加」は、「子どもの意見表明の尊重と参加」にして欲しい。また、「あらゆる場において、いつでも思いや願いが表明でき、その意見表明が尊重されること。また、参加する権利が…」となるよう、下線部を追加すること。単なる意見の尊重、参加の権利では弱い。もっと具体的に記載すべき。	4	ご意見の趣旨は理解できますが、条例案は簡潔にわかりやすく整理しました。
89	子どもの意見反映・参加のしくみづくりで、「参加に努める」は、「区、育ち……区民等」にかかるってくるのか。わかりにくい。	1	区の取り組みとして分けて規定しました。

連番	意見要旨	取り扱い	条例案における区の考え方
90	学校教育の場などを通じて、保護者に対して、児童の発達段階に応じて、失敗を恐れず責任を持たせるよう働きかけて欲しい。子どもに、与えられることばかりでなく、自分ができることを他者に対して行うことが自分にとっても喜びになることを教えて欲しい。	3	子どもの参加の機会の充実により、その自主性をはぐくむとともに、結果に対する責任を学ぶことが重要であり、その趣旨を条例案に盛り込みました。保護者などへの効果的な普及啓発に努めていきます。
(6) 子どもの居場所づくり			
91	「ありのままの…」は、理想論すぎて現実にはありえない。過保護が助長される恐れがある。また、個人の価値観に立ち入る表現であり、削除すべき。子どもが安心して使える場を行政が確保することが重要。	1	個性や自分らしさが尊重されることは人権尊重の基本と考えていますが、誤解を与えないよう「自分が受け入れられ」と表現するとともに、解説で必要な説明を行います。なお、区の実践は分けて規定しました。
92	居場所はつくって与えるものではなく、勝ち取る努力をさせるものである。行政や地域社会が用意するのは「参加できる機会」や「参加したければできる環境」であり、それ以上のものではない。	2	子どもが安全に安心して、自由に過ごせる居場所を拡充することが子どもの成長に資すると考えています。行政や区民の居場所づくりの役割は、基本的には場の提供や機会の創出であり、それを選択するのは子どもと考えています。
93	親・保護者、区民等に、具体的にどのようなことが求められているのかわかりにくい。	7	例えば行政や団体が提供する場所としての空間だけでなく、子どもが自分が認められているという実感が得られるソフト的な空間も含めて考えています。
94	子どもたちが安心して遊べる場所(居場所)があまりに少ない。この条例の子どもの居場所づくりを特に応援する。もっとのびのび思い切り外で遊べれば精神的にも良い思い出を沢山作って成長していくと思う。健康な心をもった大人に成長してもらいたいと願っている。	3	条例により、引き続き子どもの居場所づくりを充実していきたいと考えています。
95	子どもの居場所について。現在の子供達は何を考え、どんなものを求めているかをキャッチすることが何より大切と考える。高校生の居場所を提供する者として、申し上げたいことが山ほどある。	3	条例により、引き続き子どもの居場所づくりを、子どものニーズを把握しながら充実していきたいと考えています。
96	子どもが安心してのびのび遊べる場所がない。子どもが外で安心して遊べるためには、地域と家庭の連携が必要。学校、児童館、住区、町会など様々な機関が情報交換を密にして連携をとり、それぞれの立場で出来ることをしていかなければならない。	3	条例により、引き続き子どもの居場所づくりを、行政のみならず地域全体の協力で充実していきたいと考えています。
97	区は、学校、児童館、青少年プラザなど、適宜必要な施設を提供することをもって、当事者である子どもに、遊び、学び、芸術文化活動等を行うことを保証することを記すこと。	3	条例案では、居場所づくりの基本的な施策の方向性を示しています。具体化は、総合計画の中で検討します。

連番	意見要旨	取り扱い	条例案における区の考え方
98	答申では、「育ち学ぶ施設」の職員の役割とその重要性が指摘されている。しかし、「考え方」では、居場所の整備としているのみで、職員の必要性について触れていない。さらに、職場においては職員の削減提案がだされている。答申の趣旨を踏まえ条例案を検討することと、施策の具体化の上での整合性をはかっていただきたい。	4	育ち学ぶ施設で子どもと接する職員の資質向上が重要であると認識していますが、区としては他分野と同様に当然のことであり、あえて規定する必要はないと考えます。また、効率的な行政運営の観点から職員の適正配置を行っていきます。
99	居場所について、条例制定後に考えるのではなく、学校統廃合後の施設も含めて考えて欲しい。	6	目黒区次世代育成支援行動計画に「子どもにとって魅力ある居場所の拡充」を掲げて、区全体として様々な事業を通じてその充実に向け取り組んでいます。中学校跡地施設については、区政の課題解決のため、全区的な視点に立って活用を検討していきます。
(7) 子どもの安心の保障			
100	「子どもの安全＝あらゆる危険の排除」ではないことも明記すべき。小さな危険を経験することで大きな危険に適切に対応できることこそ、教育という成長支援である。	7	治安の悪化や地域力の低下に伴い、子どもが地域で安全で安心して生活できることは重要な課題です。そのためには、ご意見のとおり、子どもが自分で解決する力も大切であり、条例案では、子どもが様々な場に参加する中で経験を積みこした力をはぐくむことを示しています。
101	本条例は、保護者・年長者(強者)が、子ども(弱者)を守る意識を育てる目的があると考えます。そのため、この条例の対象は子どもではなく保護者であることを明記すべき。大人への教育こそ「子どもの人権擁護」に繋がるだろう。	2	本条例は子育てを支える大人の取組みを明らかにすることが、大きな目的です。それに加え、子ども自身が権利を正しく理解し行使できるよう学習に努めていくことも重要と考えています。
102	化学物質や環境汚染などを含め、子どもの健康を守るため配慮することを加えること。	1	条例案の「子育て」の条項に、子どもの健康づくりへの支援を区の実施事項として加えました。
103	子どもたちが健康に育つ権利も侵害されていると思う。どこかに明記する必要がある。	1	条例案の「子育て」の条項に、子どもの健康づくりへの支援を区の実施事項として加えました。
104	おたふくかぜやインフルエンザなどの予防接種の値段が高すぎる。できれば無料にして欲しい。	6	予防接種法に基づき、ポリオ、二種混合、三種混合、麻疹、風疹、日本脳炎、BCGは無料ですが、それ以外のものについては、任意接種であり、接種を行う場合は費用負担が生じています。ご意見については、今後の検討課題とさせていただきます。

連番	意見要旨	取り扱い	条例案における区の考え方
105	虐待は問題外であるが、家庭教育上、しかる行為は躰の一環。体罰を一元化することで、親がおこなう躰の機会を逸することのないよう配慮すべきである。	1	学校や児童福祉施設での体罰は、「学校教育法」や国の通達により、懲戒権を逸脱した行為として禁止されています。保護者の「体罰」については、規定している法令はありませんが、過剰な体罰は虐待として「児童虐待防止法」により禁止されています。 一方、家庭における子どもの教育や躰等については、保護者の権利・義務として尊重すべきであり、条例の基本的考え方の「何人も体罰を禁止する」旨の表現は、保護者の教育や躰を萎縮させる恐れがあることから、子どもの人権侵害の例示から外しました。ただしこのことは、体罰を容認するものではありません。また、子ども同士の権利侵害についても自覚を促す意味から「いじめ」を例示し、「だれであっても、虐待やいじめなど子どもの権利侵害をしてはなりません」としました。
106	体罰について。言葉で説明しても十分な理解ができない年頃の子どもの、愛情をもって多少の肉体的痛みをもって教えることも大切な躰ではないかと思われる。むしろ躰が狭義の虐待や体罰へと発展することのないように親の意識付けをする方向で検討いただきたい。親が自信をもって、子どもに善悪を教えらるるよう環境を作ることも大事だと思う。子どもの権利と同時に保護者の養育権も保障されるべき。	1	学校や児童福祉施設での体罰は、「学校教育法」や国の通達により、懲戒権を逸脱した行為として禁止されています。保護者の「体罰」については、規定している法令はありませんが、過剰な体罰は虐待として「児童虐待防止法」により禁止されています。 一方、家庭における子どもの教育や躰等については、保護者の権利・義務として尊重すべきであり、条例の基本的考え方の「何人も体罰を禁止する」旨の表現は、保護者の教育や躰を萎縮させる恐れがあることから、子どもの人権侵害の例示から外しました。ただしこのことは、体罰を容認するものではありません。また、子ども同士の権利侵害についても自覚を促す意味から「いじめ」を例示し、「だれであっても、虐待やいじめなど子どもの権利侵害をしてはなりません」としました。
107	虐待の禁止、子育ての社会基盤整備 虐待の禁止と共に養護施設・学校・地域・相談所・自治体の連携による長期的サポート体制を敷き、子どもの自立を支援する体制を構築すること。 親・保護者への過度の期待や家庭責任の強調は様々な問題を惹起しがちである。子育てのための人的整備、社会基盤整備を行い、社会全体で子育てをサポートし、男性も子育てに参加しやすい社会を構築すべき。	5、1	子ども家庭支援センターの児童虐待防止ネットワーク機能をさらに充実するとともに、次世代育成支援行動計画の着実な推進により、子育てしやすい地域の環境づくりを進めます。また、条例案では「子育て」の条項に地域ぐるみで子育てを支えることを盛り込みました。
108	虐待、体罰が表面化したときは手遅れのことが多い。誰もが相談できる場所、駆け込み場所が是非必要。また、保護施設では職員が不足しているとのことなので、ボランティアを募ってはどうか。権利擁護委員には頭と心の柔軟な人、包容力のある人をお願いしたい。	2	子どもの権利擁護委員制度はご指摘のとおり、相談機能の充実が最も重要と考えています。委員の選任は条例案にも示したとおり、人格や識見に優れた方をお願いしていきたいと考えています。
109	「差別」は、学校(子ども同士や先生と子ども)で起こることが多い。もっと学校と家庭が密に情報交換できるといいと思う。親がもっと学校でお手伝いできる場があってもいいのではないかな。	5	学校では、教師と子どもの人権感覚を磨くために教育活動全体を通して人権教育の推進を図っています。また、学校の取組みについてご理解とご協力を得るために、学校公開日や保護者会・個人面談などの機会を増やし、地域・保護者と連携を強くしていきます。



連番	意見要旨	取り扱い	条例案における区の考え方
110	行政が相談の仕組みづくりなど過度に手を伸ばすことが親の反感につながらないか懸念する。	4	親や友達にも相談できない子どもがいることも事実であり、こうした子どもへの支援として必要と考えています。
111	子どもが安全に安心して生活できる環境づくりにおいて、区民等が生活環境づくりに努めるということについての内容がわかりにくい。	1	大人が区、警察、消防など関係機関と協力して地域の防犯、治安など安全対策を進めていくことが必要であることを示したものです。なお、文言については、ご指摘を踏まえ、整理しました。
112	答申では、地域の子育て支援ネットワークの必要性が明記されていたが、今回の考え方では、「子どもが安全に安心して生活できる環境作り」となっており、答申の趣旨を曖昧にしている。再度、答申の趣旨を踏まえた検討をお願いします。	7	子育て支援の地域のネットワークづくりは目黒区次世代育成支援行動計画に基づき進めています。また、条例案では「子育て」の条項に地域ぐるみでの子育て支援を盛り込むなどその趣旨を反映しました。子どもが安心して生活を守ることとは、大人が区、警察、消防など関係機関と協力して地域の防犯、治安など安全対策を進めていくことが必要であることを示したものです。
(8) 子どもの権利擁護			
113	権利擁護委員(仮称)の設置は必要ない。人権擁護委員の充実を検討するべきである。	4	人権擁護委員は国の機関であり、区との連携は自ずと限界があると考えます。子どもの権利侵害は子どもの身近な場所で起こるものであり、自治体が解決への支援を行うことが効果的であると考えます。また、区が設置することで、虐待防止ネットワークなど各機関との連携もスムーズに行えます。また、擁護委員の仕事は相談や調整を中心に、区が条例でできる限界や私人間の関係に配慮するとともに、施行は一定の準備期間を経て適切な運用が図られるよう引き続き細部を検討します。
114	救済機関の内容を工夫し、実効性のあるものとする。	2	子どもの権利擁護委員には相談や調整機能の確保を基本に、改善の要請など一定の権限を付与しました。
115	親が躰と称して子どもを虐待する報道を見聞きするたび、警察、行政、その他公共機関の腰の引け具合を痛感している。 各機関に権限を広く強く与え、虐待されている子どもの住居の鍵を壊しても関係機関の人間が入れるよう、条例を作るなどの策を考え実行して欲しい。	4	児童虐待防止法の改正等により、児童虐待に迅速に対応するための関係機関の役割等が強化されています。条例で法を超える権限を付与することは困難ですが、区としても条例によりその予防や早期発見の対策を強化していく考えです。
116	虐待、放任、保護者の病気など、客観的に周囲から見て子どもの成長に好ましくないと考える場合には、行政が積極的に介入して、児童を一時的でも施設等に預かる処置をとってもよいのではないかと。	5	児童虐待防止法の改正等により、児童虐待に迅速に対応するための関係機関の役割等が強化されています。また、必要な場合には児童相談所が一時保護できることとなっています。条例で法を超える権限を付与することは困難ですが、区としても条例によりその予防や早期発見の対策を強化していく考えです。

連番	意見要旨	取り扱い	条例案における区の考え方
117	子どもの権利擁護委員(仮称)各職務に対する権限の法的性格(例、強制力の有無など)及びその具体的内容について検討して欲しい。	7	他の制度との関係も踏まえ、具体的な職務内容は条例案の中に盛り込みました。
118	区の関係機関(例、教育委員会など)、組織(例、虐待防止ネットワークなど)、及び人権擁護委員との関係。また、人権擁護委員に子どもの権利擁護関係で特にどのような役割を期待するのか。	7	人権擁護委員も含めて関係機関と連携を図るとともに、各々の役割分担の中で、子どもへの相談体制がより充実できると考えています。
119	可能なら、子どもの権利擁護委員1名について人権擁護委員を充てることを検討願いたい。	6	今後の検討課題とさせていただきます。
120	子どもの権利擁護委員について。子どもの権利侵害について、かなり権限を与えられた機関になるものと予想されるが、虐待に関しては子ども家庭支援センターが窓口となっており、機能が重複するのではないかと。役割等の整理が必要だと思う。	3	子ども家庭支援センター、人権擁護委員、教育相談なども含めて関係機関と連携を図るとともに、各々の専門的な役割分担の中で、子どもへの相談体制がより充実できると考えています。なお、児童虐待については虐待防止法に基づき、児童相談所と子ども家庭支援センターが関係機関と連携し対応できる体制が整備されており、特に密接な連携を図っていきます。
121	子どもの権利擁護委員について。子どもが大人を信用し、安心して生活できる最善の利益だと思う。当然区の責務についても問われるものと思われる。	2	権利擁護委員は区が設置する機関という位置づけとしますが、独立性を尊重していきます。委員の職務には区の協力義務が生じるものです。
(9) 子ども総合計画			
122	義務教育の無料化(助成金)等を考えて欲しい。学校教育の充実を希望する。	7	就学援助費等の給付により、基準対象となる家庭への支援を行っています。めぐる学校教育プランに基づき学校教育の充実を図っています。
123	各住区に一つ、「原っぱ(雑草の生えている子どもたちがかけっこの出来る空間)をつくる。 各住区に「街かど公園」をもっと増やす。 区立公園を再整備する。公衆トイレが貧弱である。公園で子どもたちへの犯罪がおこらないようにパトロールをする。 区立幼稚園、小・中学校のビオトープを改善する。 樹木や歴史的遺産に説明板を設置する。 台風・地震などの災害から子どもを守る目黒にして欲しい。	6	条例により、子どもの居場所づくりの充実や子どもが安心して生活できる環境づくりを進めていく考えです。具体策は、ご意見を参考にしながら総合計画等の中で検討していきます。

連番	意見要旨	取り扱い	条例案における区の考え方
124	行政施策や事業において「子ども条例」の立場が生かされているか、評価・点検を行うために、各所管に担当者を置くなど、全庁的な組織をつくること。	6	進行管理の方法については、今後の検討課題とさせていただきます。
125	子ども総合計画の策定について。様々な分野から子どもを含めた幅広い区民が参加できるものにする。また、区民等との協働はもとより、区としての責任を明確にすること。	1	条例案に子ども総合計画へ子どもを含めた区民の声の反映に努めることを加えました。総合計画は区が策定するものです。
126	協働により進める場合、人選について考慮すること。	6	人選にあたっては、専門的な見地からの意見の反映や、住民参加の充実が図られるよう検討します。
127	子どもの参加を行うこと。	1	条例案に子ども総合計画へ子どもを含めた区民の声の反映に努めることを加えました。
128	子どもの施策推進会議は、子ども自身が参画できるよう、手法を検討すること。	6	今後の検討課題とさせていただきます。
129	「子ども施策推進会議」(仮称)は必要なか検討を要する。	7	子どもに関する施策は子育てをはじめ、教育や街づくりなど広範囲であり、子ども施策全般を総合的に審議し助言をいただく機関として新たに必要と考えました。
130	推進会議の人選について。従来の団体代表、学識経験者という型はやめて欲しい。人間性豊かなバランス感覚のある人選を願ってやまない。	6	人選にあたっては、専門的な見地からの意見の反映や、住民参加の充実が図られるよう検討します。
131	子どもの施策推進協議会(仮称)について。これまでの協議会や諮問機関のあり方は、住民や現場の意見が反映されにくいと感じている。子どもや住民、また現場の意見がストレートに反映され、検討されるシステムにしていく必要がある。	6	人選にあたっては、専門的な見地からの意見の反映や、住民参加の充実が図られるよう検討します。
132	子ども施策推進会議(仮称)について。子どもの意見が直接行政に生かせるよう、意見の把握に努められる人材の委嘱を希望する。委員には有識者だけでなく、公募委員を3～5名程度入れることを考えて欲しい。	6	人選にあたっては、専門的な見地からの意見の反映や、住民参加の充実が図られるよう検討します。
3 条例化にあたって			
133	条例化する時は平易なことばで子どもにも分かりやすいものであって欲しい。	2	中学生以上がそのまま読んで理解できることを基本に、平易な言葉と表現に努めました。

連番	意見要旨	取り扱い	条例案における区の考え方
134	全ての子どもが個人として尊重されるための基本となる条例がつくられることに期待している。子どもにも分かりやすいものにして欲しい。また、観念的なものでなく、具体性のあるものを。	2	中学生以上がそのまま読んで理解できることを基本に、平易な言葉と表現に努めました。なお、条例では基本事項を定め、実効性は総合計画の中で担保していきます。
135	条例化にあたって、平易なことばを用いるとあるが、解説書も作成する必要がある。	1	解説書を作成する予定です。
136	条例文は平易となっているが、めぐるらしく、子どもも理解でき楽しい条例となるようイラスト等に予算を配分し、きれいで見やすいものとして欲しい。	3	PRと啓発の中で工夫していきます。
137	条例制定後の検証やフォローアップについても、きめ細かく行って欲しい。	2	総合計画の策定や見直し等を通じて努力していく考えです。
138	答申説明会での住民参加は十分とは言えないものだった。条例の制定にあたっては、区民に対する十分な説明と理解を得ることに最大の努力を求める。そのために必要な解説書をつくること。	1	解説書を作成する予定です。
139	条例案ができれば、再度意見を述べる機会を設けていただきたい。	4	条例案は議会でご審議いただきます。
140	条例文(案)ができれば、区議会で検討される前に区民に公表し意見を述べる機会をつくって欲しい。	4	条例案は議会でご審議いただきます。
141	条例案制定の段階で区民意見を聴取して欲しい。	4	条例案は議会でご審議いただきます。
142	名称について、「子どもの権利条例」とすること。	4	子どもの権利の尊重と子育てを支えるまちづくりを進めるという条例の内容から「子ども条例」としました。
143	名称について、「こども条例」とすること。	1	子どもの権利の尊重と子育てを支えるまちづくりを進めるという条例の内容から「子ども条例」としました。